# 清算イールド・カーブの決定方法の見直し等に伴う 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等の一部改正について

#### I. 改正趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務において、正味現在価値を算出するためのフォワード・カーブ及びディスカウント・カーブ(以下これらを総称して「清算イールド・カーブ」という。)の決定方法の見直し等を行うこととし、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

## Ⅱ. 改正概要

- ・清算イールド・カーブを決定するための基準である 金利スワップ取引等に係る気配値につき、清算参加 者の報告義務(清算参加者の申請に基づき当社が指 定する清算参加者の報告に係るものを含む。)を撤 廃する。
- ・ 清算イールド・カーブを決定するための基準として、 新たに清算約定の固定金利等を追加する。
- ・ その他、所要の改正を行う。

# (備 考)

- 金利スワップ取引清算 業務に関する業務方法 書第79条等
- ・ 金利スワップ取引清算 業務に関する業務方法 書の取扱い第40条等
- ・ 金利スワップ取引清算 業務に係る手数料に関 する規則第1条等

## Ⅲ. 施行日

2019年4月15日から施行する。

以上

# 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等の一部改正新旧対照表

# 目 次

		(ページ)
1.	金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表	2
2.	金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	4
3.	金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	7

## 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新 旧

(清算イールド・カーブの決定)

第79条 当社は、当社が定める数値を基準とし|第79条 清算参加者(特定承継金融機関等であ て、当社の定めるところにより、正味現在価値 を算出するためのフォワード・カーブ及びディ スカウント・カーブ (以下これらを総称して「清 算イールド・カーブ」という。)を定める。

(削る)

(削る)

(削る)

第80条 削除

(清算イールド・カーブの決定)

- る清算参加者を除く。)は、当社に対し、当社 営業日ごとに、当該当社営業日の当社が定める 時刻における当社が定める金利スワップ取引等 に係る気配値を、当社が定めるところにより報 告しなければならない。
- 2 清算参加者(当該清算参加者の申請に基づき 当社が指定した者に限る。)は、当社に対し、 当社営業日ごとに、当該当社営業日の当社が定 める時刻における当社が定める金利スワップ取 引等に係る気配値を、当社が定めるところによ り報告しな<u>ければならない。</u>
- 3 当社は、前2項の規定により清算参加者から 報告を受けた気配値を基準として、当社の定め るところにより、正味現在価値を算出するため のフォワード・カーブ及びディスカウント・カ ーブ(以下これらを総称して「清算イールド・ カーブ」という。)を定める。
- 4 清算参加者は、第1項及び第2項に規定する 気配値の報告を、清算参加者を含む企業集団に 含まれる者に委託することができる。

(清算イールド・カーブの信頼性確保のための措 置)

- 第80条 清算参加者は、前条第1項及び第2項 の規定により報告した気配値が当社が定める場 合に該当することとなったときは、当社の定め るところにより、当社に対し、当社が定める金 額を第16条の手数料に加算して支払わなけれ ばならない。
- 2 清算参加者は、前条第1項及び第2項の規定 による報告を怠った場合には、当社の定めると

ころにより、当社に対し、当社が定める金額を 第16条の手数料に加算して支払わなければな らない。

付 則

この改正規定は、平成31年4月15日から 施行する。

新	le le
٨٧١	     (清算参加者の指定等)
<b>第 2 0 冬</b> - 割除	
<u>第39条</u> 削除	第39条 業務方法書第79条第2項の指定(以
	下本条において単に「指定」という。)を受け
	ようとする清算参加者は、当社所定の指定申請
	書を、当該指定を受けようとする金利スワップ
	取引に係る気配値の範囲を明らかにしたうえで
	当社に提出して申請するものとする。
	2 当社は、清算参加者から前項の規定による申
	請を受けた場合において、当該清算参加者が業
	務方法書第79条第2項の規定により同項に規
	定する金利スワップ取引に係る気配値を適正か
	<u> つ確実に当社に報告することが可能であると認</u>
	<u>めるときは、当該清算参加者を指定する。</u>
	3 指定を受けた清算参加者がその指定の取消し
	を受けようとする場合には、当該清算参加者は、
	当社所定の指定取消申請書を当社に提出して申
	請するものとする。
	4 当社は、清算参加者から前項の規定による申
	請があった場合その他必要があると認める場合
	には、指定を取り消すことができる。
(清算イールド・カーブの決定方法等)	(清算イールド・カーブの決定方法等)
第40条 業務方法書第79条に規定する当社が	第40条 業務方法書第79条第1項及び第2項
定める数値は、次の各号に掲げるものとする。	に規定する当社が定める時刻は、次の各号に掲
_(1) 金利スワップ取引の気配値に係る情報	げる通貨の金利スワップ取引に係る気配値に応
提供者が提供する金利スワップ取引に係る気	じて、当該各号に定める各時刻とする。
配値のうち当社が通知により定めるもの	(1) ユーロ建ての金利スワップ取引に係る
(2) 清算約定の固定金利その他の当社が通	気配値 午前11時2分及び午後5時30分
知により定めるもの	(ロンドンにおいて夏時間が実施されている
	期間にあっては、午前11時2分及び午後4
	時 3 0 分)
	(2) 前号に掲げる金利スワップ取引以外の

金利スワップ取引に係る気配値 午前11時

 2 業務方法書第79条の清算イールド・カーブ 2 の決定は、前項に定める数値を基準として、当 社が通知により定める方法により行う。
 2

 (削る)
 3

(削る)

第41条 削除

### 2分及び午後3時2分

- 2 <u>業務方法書第79条第1項及び第2項に規定</u> する当社が定める金利スワップ取引等は、当社 が通知により定める。
- 3 業務方法書第79条第1項及び第2項に規定 する報告は、第45条第2項に規定する者の定 める方法により、当社が通知により定める内容 を、第1項の各時刻から23分間以内に行うも のとする。ただし、当該報告に必要な当社又は 当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支 障が生じた場合その他のやむを得ない事由によ り当社が必要と認める場合には、この限りでな い。
- 4 業務方法書第79条第3項の清算イールド・ カーブの決定は、同条第1項及び第2項の規定 により清算参加者から報告を受けた気配値を基 準として、当社が通知により定める方法により 行う。

(清算イールド・カーブの信頼性確保のための措 置等)

- 第41条 業務方法書第80条第1項に規定する 当社が定める場合は、清算参加者が業務方法書 第79条第1項又は第2項の規定により当社に 報告した気配値と当社が通知により定める基準 値との差が当社が通知により定める水準以上と なった当社営業日(以下「乖離日」という。) の数が、過去6か月間で2以上となった場合と する。
- 2 業務方法書第80条第1項に規定する当社が 定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じて、 当該各号に定める金額とする。
  - (1) <u>乖離日への該当により過去6か月間で</u> の乖離日の数が2となった場合 <u>5万円</u>
  - (2) <u>乖離日への該当により過去6か月間で</u> <u>の乖離日の数が3以上となった場合</u> 新たに 該当した乖離日につき1日あたり10万円

- 3 <u>業務方法書第80条第2項に規定する当社が</u> <u>定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じて、</u> 当該各号に定める金額とする。
  - (1) 清算参加者が業務方法書第79条第1 項又は第2項の規定による報告の全部又は一 部を怠った当社営業日(以下「不報告日」と いう。)への該当により過去6か月間での不 報告日の数が2となった場合 5万円
  - (2)不報告日への該当により過去6か月間での不報告日の数が3以上となった場合新たに該当した不報告日につき1日あたり10万円
- 4 業務方法書第80条の規定による手数料の加 算額は月ごとに集計し、金利スワップ取引清算 業務に係る手数料に関する規則第3条第1項に 定める基本料に加算して支払われるものとす る。

(事務の委任)

- 第45条 業務方法書第118条第1項に規定す る当社が定める事務は、業務方法書第79条第 1項及び第2項の規定による気配値の報告の受 領に係る事務とする。
- 2 <u>業務方法書第118条第1項に規定する当社</u> が指定する者は、トムソン・ロイター・マーケ ッツ株式会社とする。

第45条 削除

付 則

この改正規定は、平成31年4月15日から 施行する。 新 旧

(目的)

#### 第1条 (略)

2 本規則において使用する用語は、本規則に別 2 本規則において使用する用語は、本規則に別 段の定めがある場合を除き、業務方法書におい て使用する用語の例によるほか、次の各号に掲 げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。

(1) (略)

(削る)

(削る)

 $(2) \sim (7)$  (略)

(基本料)

第3条 (略)

(削る)

(目的)

## 第1条 (略)

段の定めがある場合を除き、業務方法書におい て使用する用語の例によるほか、次の各号に掲 げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。

### (1) (略)

- (1)の2 「円貨建指定清算参加者」とは、 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法 書の取扱い第39条第2項の規定により指定 される清算参加者のうち、日本円貨建ての金 利スワップ取引に係る気配値の提出に関して 指定された清算参加者をいう。
- (1)の3 「外貨建指定清算参加者」とは、 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法 書の取扱い第39条第2項の規定により指定 される清算参加者のうち、日本円建て以外の 金利スワップ取引に係る気配値の提出に関し て指定された清算参加者をいう。
- $(2) \sim (7)$  (略)

(基本料)

第3条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、円貨建指定清算参 加者の基本料は、前項に規定する基本料から2 0万円を減じた額とする。ただし、清算参加者 が月の途中で円貨建指定清算参加者として指定 を受け又は指定の取消しを受けた場合における 当該月の基本料から減じる額は、20万円に当 該月の全当社営業日の日数に占める当該清算参 加者が円貨建指定清算参加者であった当該月の 当社営業日の日数の割合を乗じて得た額とす

|2 前項の規定にかかわらず、株主清算参加者が|3 前2項の規定にかかわらず、株主清算参加者 一の計算年度(清算参加者が当該計算年度の途 中で株主清算参加者となり、又は株主清算参加 者でなくなった場合には、当該計算年度のうち 当該清算参加者が株主清算参加者であった期 間)において負担する基本料及び円貨建清算約 定に係る清算手数料(清算約定(委託分)に係 る清算手数料を除く。) の総額が自己取引上限 額に達したときは、当該株主清算参加者に対し、 当該計算年度における翌月以降の基本料は課さ ないものとする。

第5条の6 削除

る。

が一の計算年度(清算参加者が当該計算年度の 途中で株主清算参加者となり、又は株主清算参 加者でなくなった場合には、当該計算年度のう ち当該清算参加者が株主清算参加者であった期 間) において負担する基本料及び円貨建清算約 定に係る清算手数料(清算約定(委託分)に係 る清算手数料を除く。) の総額が自己取引上限 額に達したときは、当該株主清算参加者に対し、 当該計算年度における翌月以降の基本料は課さ ないものとする。

(外貨建指定清算参加者の手数料に関する特則) <u>第5条の6</u> <u>第4条の2及び第5条の5の規定</u>に かかわらず、外貨建指定清算参加者が負担する 各月の清算約定(自己分)(外貨建清算約定に 限る。以下本項において同じ。) に係る清算手 数料及び外貨決済手数料の総額は、次の各号に 掲げる通貨に関して指定を受けた外貨建指定清 算参加者に応じて、当該各号に定める額を、第 4条の2及び第5条の5の規定に基づいて算出 した清算約定(自己分)に係る清算手数料及び 外貨決済手数料の額を合計した額(以下「外貨 手数料総額」という。) から減じた額とする。 ただし、清算参加者が月の途中で外貨建指定清 算参加者として指定を受け又は指定の取消しを 受けた場合における当該月の外貨手数料総額か ら減じる額は、次の各号に掲げる外貨建指定清 算参加者に応じて、当該各号に定める額に当該 月の全当社営業日の日数に占める当該清算参加 者が外貨建指定清算参加者であった当該月の当 社営業日の日数の割合を乗じて得た額(当該月 において、当該清算参加者が次の各号のうち複 数の外貨建指定清算参加者に該当することとな ったときは、当該額を合計した額)とする。 (1) オーストラリア・ドル、米ドル又はユ

係る清算手数料に関する特則)

第6条 (略)

2 · 3 (略)

(削る)

(削る)

ーロ建ての金利スワップ取引の気配値のう ち、いずれか1通貨に係る気配値に関して指 定を受けた外貨建指定清算参加者 6万円 (2) 前号に掲げる通貨に係る気配値のうち いずれか2通貨に係る気配値に関して指定を 受けた外貨建指定清算参加者 12万円

- (3) 第1号に掲げる通貨に係る気配値のう ち、すべての気配値に関して指定を受けた外 貨建指定清算参加者 20万円
- 2 前項第1号及び第2号の規定は、同号に規定 する外貨建指定清算参加者が指定を受けた通貨 に係る外貨建清算約定の当事者である場合に は、適用しない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、各月の外貨建指 定清算参加者の外貨手数料総額から減じる額 は、当該月の外貨手数料総額を上限とする。

(株主清算参加者の基本料及び円貨建清算約定に (株主清算参加者の基本料及び円貨建清算約定に 係る清算手数料に関する特則)

> 第6条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 株主清算参加者が円貨建指定清算参加者であ る場合には、前3項の規定にかかわらず、前3 項に定める自己取引上限額から240万円(当 該株主清算参加者が計算年度の途中で円貨建指 定清算参加者となった場合には、円貨建指定清 算参加者となるまでの計算年度の経過月数(1 か月未満の月を除く。)に20万円を乗じた金 額(円貨建指定清算参加者となるまでの計算年 度の経過月数に1か月未満の月がある場合に は、20万円から当該月において第3条第2項 の規定により減じられた額を控除した金額を加 算した額)を、240万円から控除した額)を 控除した額を自己取引上限額とする。
- 5 株主清算参加者が円貨建指定清算参加者であ った場合において、計算年度の途中で株主清算 参加者が円貨建指定清算参加者でなくなったと

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年4月15日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 第3条1項の規定にかかわらず、改正前の第 1条第2項第1号の2に規定する円貨建指定 清算参加者(以下「円貨建指定清算参加者」 という。)に係る施行日の属する月(以下「施 行月」という。)の基本料は、20万円に施 行月の全当社営業日の日数に占める施行月の 施行日前の当社営業日の日数の割合を乗じて 得た額を、第3条第1項に規定する基本料か ら減じた額とする。
- 3 第4条の2及び第5条の5の規定にかかわらず、改正前の第1条第2項第1号の3に規定する外貨建指定清算参加者が負担する施行月の清算約定(自己分)(外貨建清算約定に限る。)に係る清算手数料及び外貨決済手数料の総額は、改正前の第5条の6第1項各号に掲げる外貨建指定清算参加者に応じて、当該各号に定める額に施行月の全当社営業日の日数に占める施行月の施行日前の当社営業日の日数の割合を乗じて得た額を、第4条の2及び第5条の5の規定に基づいて算出した清

きは、前各項の規定にかかわらず、その時点で、 当該計算年度の残存月数(1か月未満の月を除 く。)に20万円を乗じた金額(残存月数に1 か月未満の月がある場合には、20万円から当 該月において第3条第2項ただし書きにより減 じられた額を控除した金額を加算した額)を、 前項の規定により算出された当該株主清算参加 者の自己取引上限額に加えた金額を当該株主清 算参加者の自己取引上限額とする。

6 前各項の規定は、業務方法書第80条の規定 により清算参加者が業務方法書第16条の手数 料に加算して当社に支払う手数料については、 適用しない。 算約定(自己分)に係る清算手数料及び外貨 決済手数料の額を合計した額から減じた額と する。この場合において、改正前の第5条の 6第2項及び第3項の規定の適用については なお従前の例による。

4 第6条1項及び第3項の規定にかかわらず、 株主清算参加者が円貨建指定清算参加者である場合における施行日が属する計算年度の自己取引上限額については、20万円に施行月の全当社営業日の日数に占める施行月の施行日前の当社営業日の日数の割合を乗じて得た額を、第6条第1項及び第3項に定める自己取引上限額から控除した額とする。